

土浦市
まちなか定住促進事業
の手引き

(令和元年 7 月 1 日 改訂版)

対象区域

「土浦市中心市街地活性化基本計画」で定めた中心市街地エリア

- 中央一・二丁目，大和町，有明町の一部，大手町の一部，川口一丁目，川口二丁目の一部，桜町一・三・四丁目の各一部，城北町の一部，東崎町の一部，港町一丁目の一部，立田町の一部

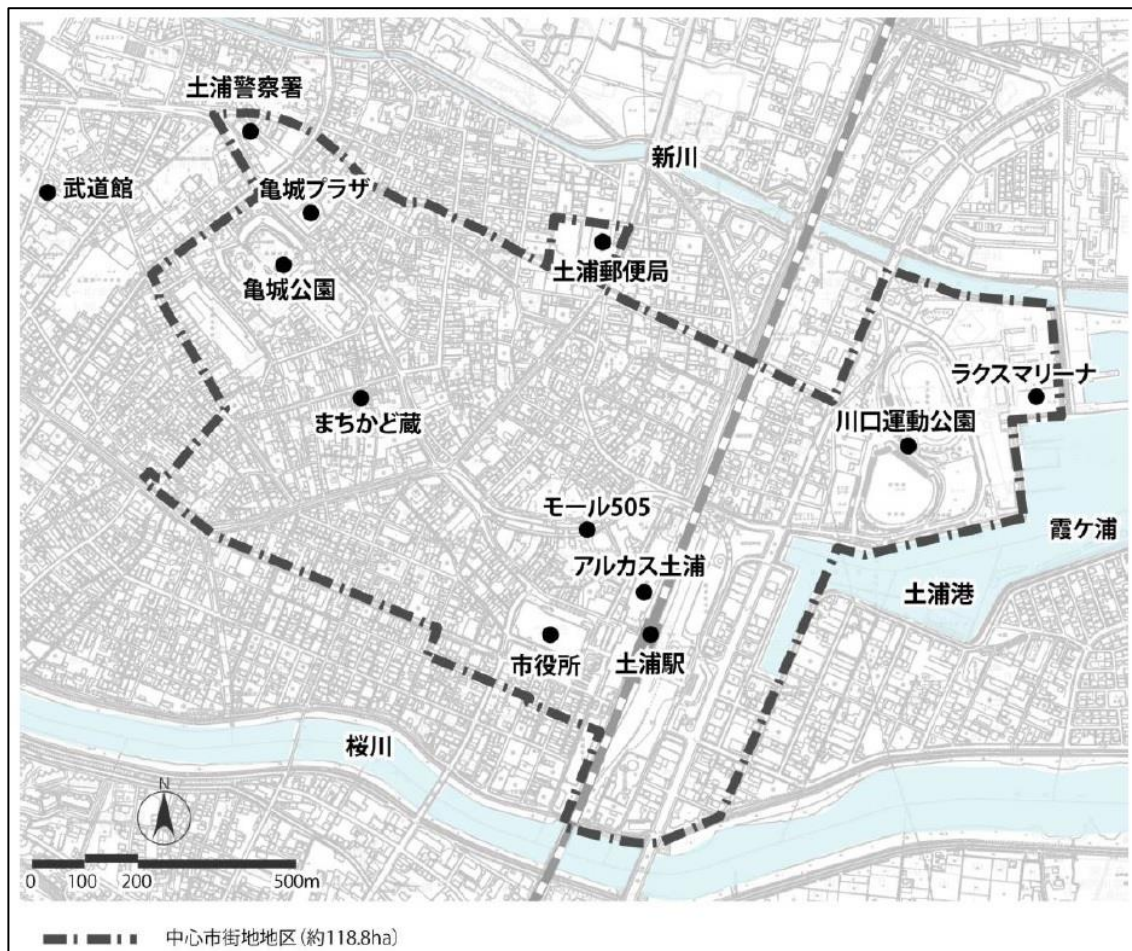


図 土浦市中心市街地地区

民間賃貸住宅に入居する方

- ☞ ① まちなか賃貸住宅家賃補助 2 ページへ

住宅の新築・建替え・購入をする方

- ☞ ② まちなか住宅購入補助 5 ページへ

空きビル等を住宅に転用する方

- ☞ ③ まちなか住宅転用補助 8 ページへ

1 土浦市まちなか賃貸住宅家賃補助金

(1) 補助対象者

- ・ 自己の居住用として、新規に賃貸借契約を締結していること
- ・ 土浦市外から転入した世帯であること (※1)
- ・ 新婚世帯または子育て世帯であること (※2)
- ・ 市税の滞納がないこと
- ・ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ・ 住宅を所有していないこと 等

※1：世帯全員が申請日前1年以内に転入していること。ただし、新婚世帯の場合は、夫婦のどちらか一方が申請日前1年以内に市外から中心市街地に住み替えていること。

(転入日前日から起算して1年以内に土浦市に居住されていた方は除きます。)

※2：新婚世帯：申請時点で婚姻後5年以内であり、夫婦いずれも40歳未満であること。

子育て世帯：申請時点で18歳未満(18歳になってから最初の3月31日まで可)の子と同居し扶養していること。

(2) 補助対象物件

民間賃貸住宅 (※3)	○
公的賃貸住宅 (市営住宅・県営住宅等)	×
借上げ公共賃貸住宅	×
給与住宅 (社宅・官舎・寮等)	×

※3：親族が所有する住宅を賃貸借する場合を除きます。

(3) 補助額及び手続き等

補助額 (月額－住宅手当等) × 1/2 以内
※上限 2 万円
※1,000 円未満の端数が生じた場合, その端数は切り捨てとなります。
※期間は最長 3 年間となります。

申請方法 表の書類を提出してください。

交付申請書	様式第 1 号
申請内訳	様式あり
誓約書	様式第 2 号
住民票	入居者全員のもの
賃貸契約証書 (写し)	契約書類一式
納税証明書	市税 (発行可能な方のみ)
住宅手当支給証明書	給与明細書のコピーなど, 住宅手当の有無がわかるもの
戸籍謄本	(新婚世帯のみ)
その他市長が必要と認める書類	

※継続申請は必ず 4 月中に行ってください。

実績報告

上半期分はその年度の 9 月 30 日, 下半期分はその年度の 3 月 31 日までに「土浦市まちなか賃貸住宅家賃賃料支払証明書 (様式第 7 号)」を提出してください。

年度末は特に, 提出が遅れると補助金が交付できなくなりますのでご注意ください。

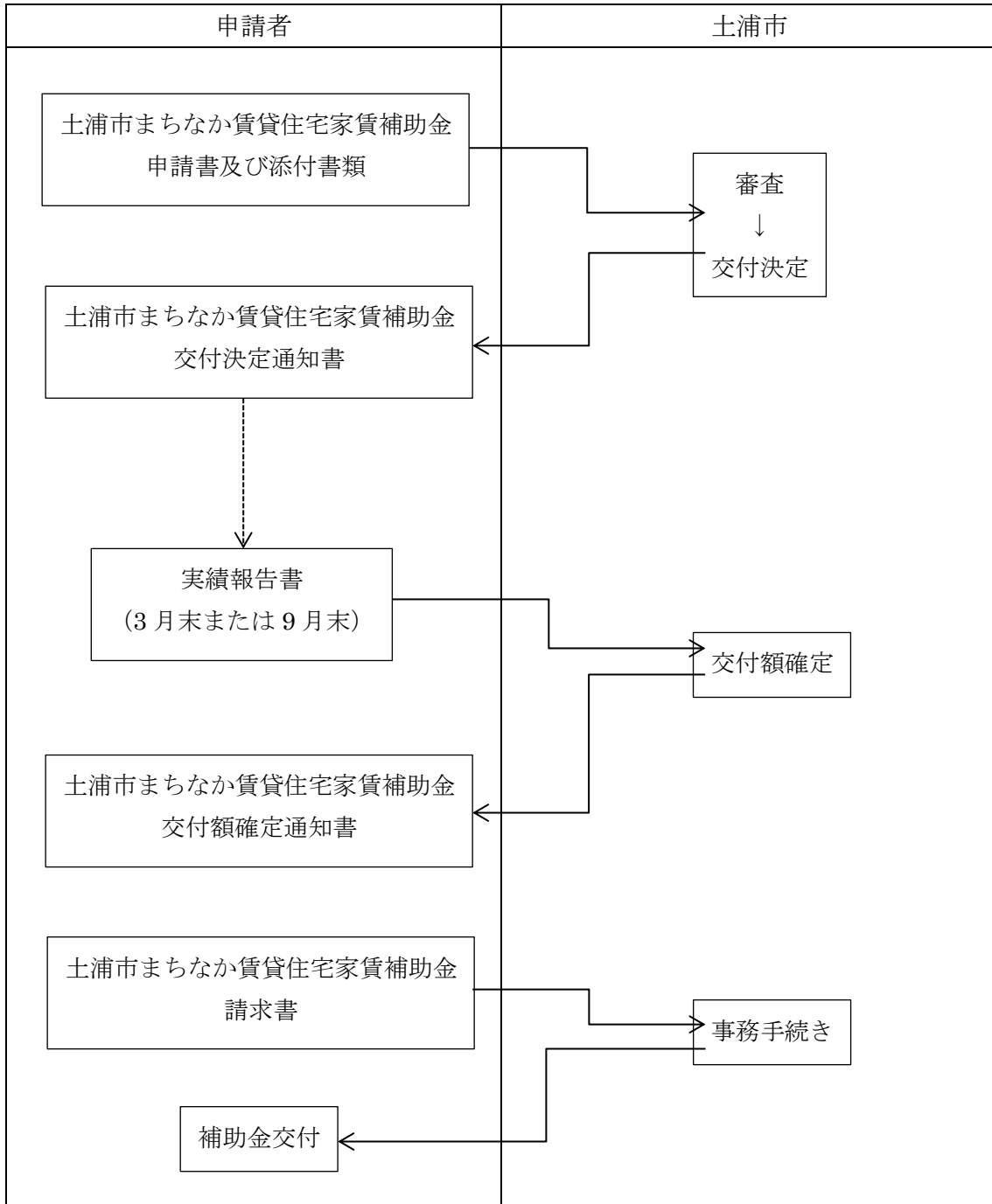
※上半期: 4～9 月, 下半期: 10～3 月

請求

実績報告を基に補助額を確定し, 「土浦市まちなか賃貸住宅家賃補助金交付額確定通知書」をお渡しします。その通知書を添えて, 「土浦市まちなか賃貸住宅家賃補助金請求書 (様式第 9 号)」を提出してください。

年度末は特に, 提出が遅れると補助金が交付できなくなりますのでご注意ください。

手続きの流れ



- ・新規申請の場合、交付決定の翌月分から補助対象となります。
- ・年度をまたぐ場合、4月に継続申請手続きが必要です。
- ・原則、1年を4～9月と10～3月の2回に分けて交付します。

2 土浦市まちなか住宅購入補助金

(1) 補助対象者

- ・登記完了後 1 年以内であること
- ・工事請負契約又は売買契約から 3 年以内であること
- ・土浦市外から転入した世帯であること (※1)
- ・新婚世帯または子育て世帯であること (※2)
- ・自己の居住用であること
- ・住宅の床面積が 50 m²以上
- ・借入金の返済期間が 10 年以上
- ・市税の滞納がないこと
- ・他の公的制度による住宅補助等 (※3) を受けていないこと 等

※1：世帯全員が申請日前 1 年以内に転入していること。ただし、新婚世帯の場合は、夫婦のどちらか一方が申請日前 1 年以内に市外から中心市街地に住み替えていること。

(転入日前日から起算して 1 年以内に土浦市に居住されていた方は除きます。)

※2：新婚世帯：申請時点で婚姻後 5 年以内であり、夫婦いずれも 40 歳未満であること。

子育て世帯：申請時点で 18 歳未満 (18 歳になってから最初の 3 月 31 日まで可) の子と同居し扶養していること。

※3：国土交通省の住宅ポイント制度等

(2) 補助対象物件

一戸建て新築	○
一戸建て建替え	○
新築住宅購入 (マンション含む)	○
中古住宅購入 (マンション含む)	○
リフォーム	×

(3) 補助額及び申請方法

補助額 金融機関からの借入金の3%以内
※上限 50 万円
※借入金の返済期間が 10 年以上であること

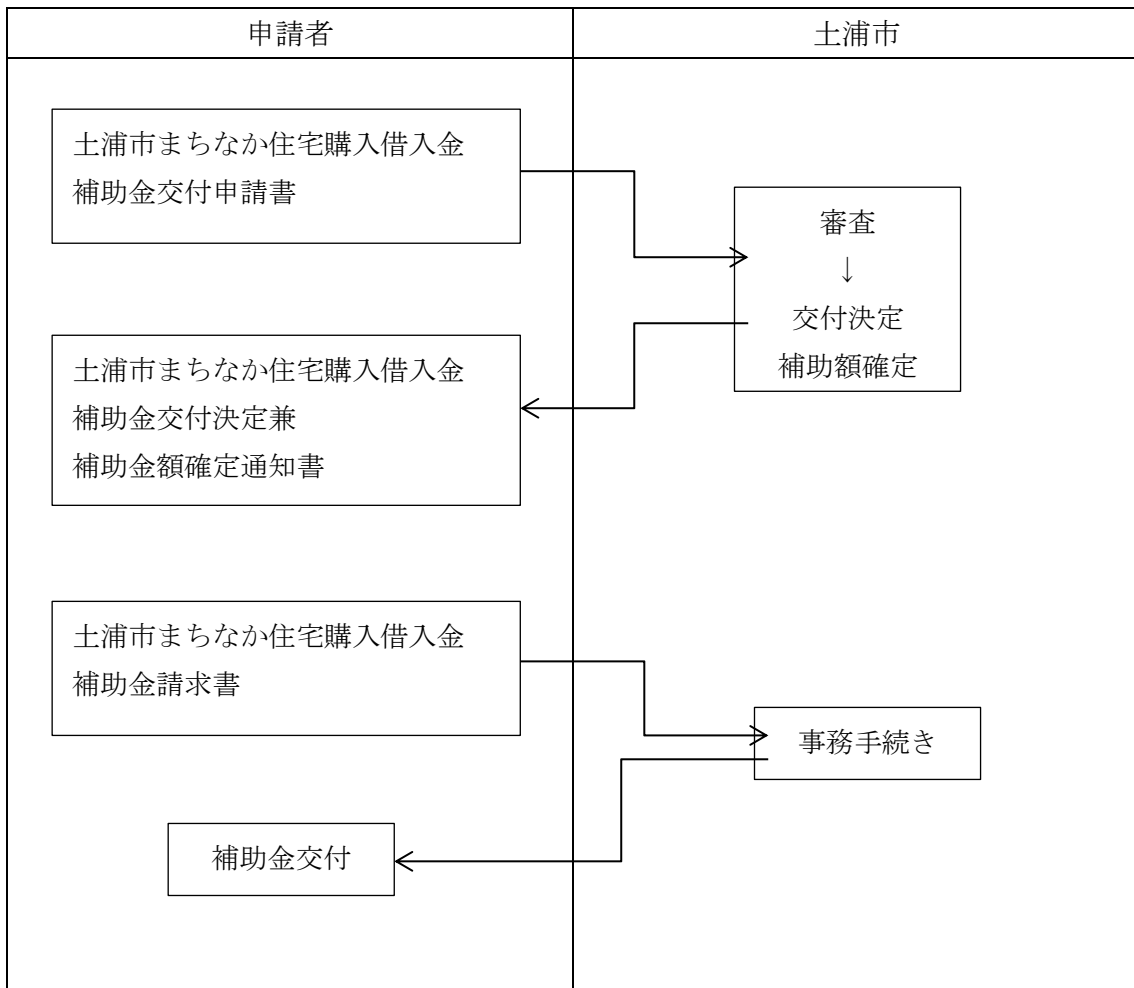
申請方法 表の書類を提出してください。

交付申請書	様式第 1 号
申請内訳書	様式あり
誓約書	様式第 2 号
住民票	世帯全員のもの
ローン契約証書一式 (写し)	・ 金銭消費貸借契約書 (印紙があるもの) ・ 抵当権設定の契約書
登記事項証明書	・ 住宅及び土地 ・ コピー不可
売買契約書又は請負契約書 (写し)	契約書一式
建築基準法に基づく検査済証 (写し)	
納税証明書	市税 (発行可能な方のみ)
その他市長が必要と認める書類	

請求

申請内容が適当であれば、「土浦市まちなか住宅購入借入金補助金交付決定兼補助金額確定通知書」をお渡しします。この通知書を添えて、「土浦市まちなか住宅購入借入金補助金請求書 (様式第 4 号)」を提出してください。

手続きの流れ



- 登記完了後の申請となります。購入の予定がある方は事前にご相談ください。
- 申請から請求までの流れは、同一年度内に行ってください。

3 土浦市まちなか住宅転用補助金

(1) 補助対象者

住宅転用を行おうとする事務所等の所有権を有する個人または個人の3親等内の親族及び中小企業者等または中小企業者等の役員であって、下記の要件を満たす方。

- ・個人にあつては、市税及び国民健康保険税を、中小企業者等にあつては市税を滞納していないこと。
- ・建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により指導または勧告を受けた方にあつては、当該指導または勧告に従わないことにつき正当な理由があると市長が認めた方であること。
- ・個人または中小企業者等の代表者等にあつては、暴力団員でないこと。
- ・親族が居住する場合、親族が暴力団員ではないこと。

(2) 補助対象物件

補助対象区域内にある事務所等の2階以上の部分を世帯向け住宅に転用する場合で下記の要件をすべて満たすもの。

- ・住戸の専用面積が原則として50平方メートル以上であつて、かつ、2以上の居室を有し、玄関、炊事室、便所、浴室、洗面設備等があること。
- ・住宅転用を行おうとする事務所等が昭和56年6月1日以後に建築工事に着手したものであつて、かつ、建築基準法の規定により確認済証及び検査済証の交付を受けたものであること。
- ・住宅転用部分について、使用されていない状態が第8条の規定により補助金の交付を申請する日まで3か月以上継続していること。
- ・住宅転用部分について、他の公的制度による住宅転用に係る補助金を受けていないこと。
- ・申請日において、補助金に係る住宅転用の工事に着手しておらず、かつ、当該申請日を含む年度内に当該住宅転用の工事が完了する予定であること。
- ・住宅転用を行った事務所等に自己又は親族が居住する場合にあつては、市外から転入する者が含まれること。
- ・住宅転用を行った事務所等を賃貸する場合にあつては、その賃料の額を低減すること。

(3) 補助額及び申請方法

補助額 住宅転用の工事に係る経費の2分の1以内の金額とし、50万円を限度とする。

申請方法 表の書類を提出してください。

交付申請書	様式第1号
誓約書	様式第2号
工事費見積書	
補助金の対象となる経費が分かる書類	
工程表	
案内図	
配置図	
平面図	
建築基準法に基づく確認済証及び検査済証(写し)	
申請者の市税等納税証明書	市税及び国民健康保険税
事務所等の所有者納税証明書	申請者と事務所等の所有者が異なる場合
その他市長が必要と認める書類	

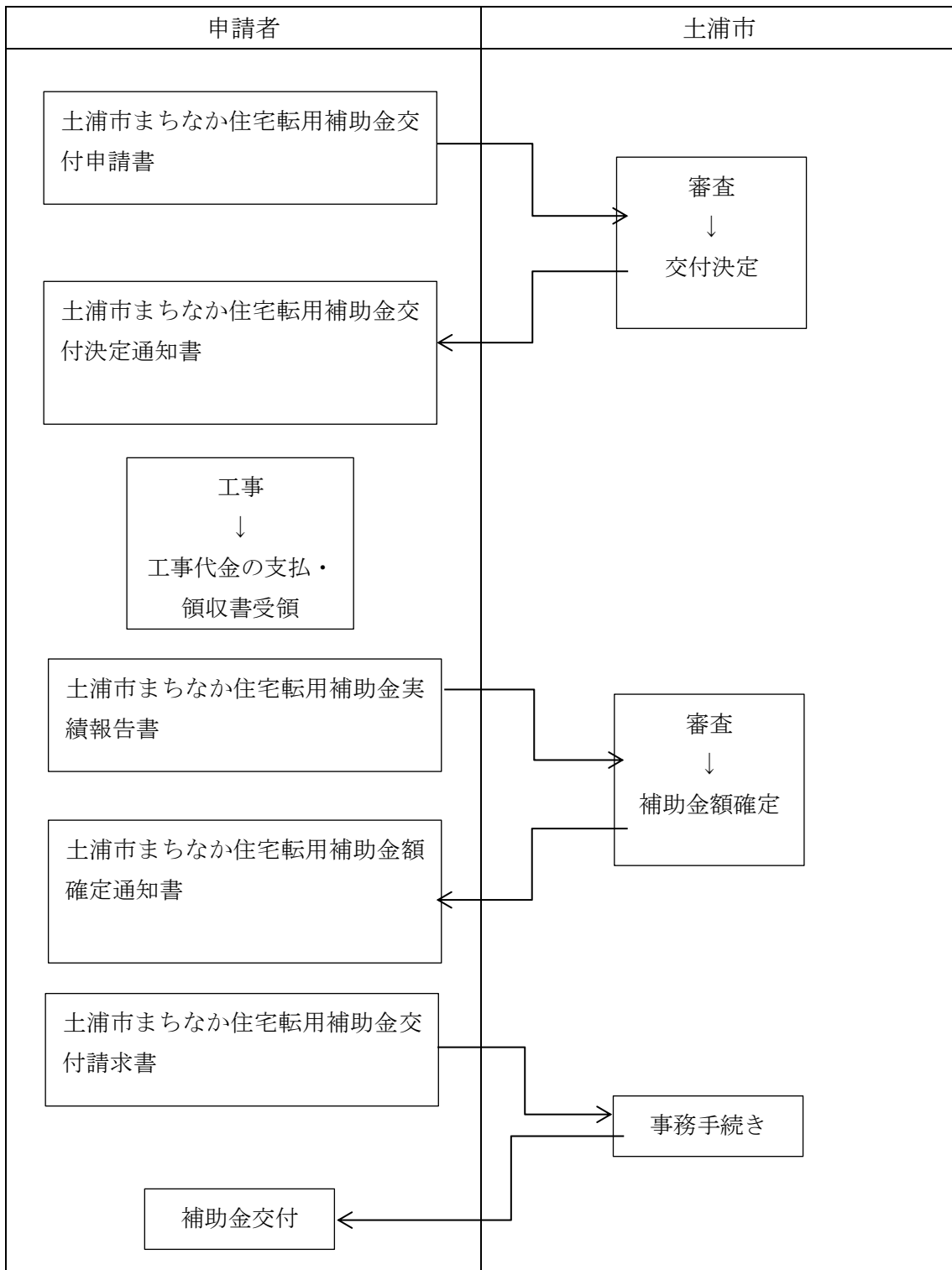
請求

申請内容が適当と認められた場合、「土浦市まちなか住宅転用補助金交付決定通知書」をお渡しします。

工事を実施していただき、「土浦市まちなか住宅転用補助金実績報告書」に領収書の写し及び工事関係写真等を添付してください。

補助金額確定後、「土浦市まちなか住宅転用補助金額確定通知書」をお渡ししますので、「土浦市まちなか住宅転用補助金交付請求書」を提出してください。

手続きの流れ



- ・ 工事前の申請となります。工事の予定がある方は事前にご相談ください。
- ・ 申請から請求までの流れは、同一年度内に行ってください。